

# 村上市立平林小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月改定

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）の第13条により、村上市立平林小学校の全ての児童が安心かつ充実した学校生活を送ることができるよう策定するものである。

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめの類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するものであり、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、生命や心身に重大な危険を生じさせる許されない行為である。

「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに

全力で務めていかなければならない。

### 3 いじめの防止について（課題予防的生徒指導）

#### （1）基本姿勢

いじめ防止のために、以下のような姿勢で臨むものとする。

- いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- 児童・教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築く。
- 早期発見のために、様々な手段を講じる。
- 当該児童の安全を保障し、家庭・地域・関係機関と協力をして、早期解決にあたる。

#### （2）いじめ未然防止のための取組

##### ① いじめを許さない、見逃がさない雰囲気づくり

- 全校でソーシャルスキル教育を計画的・継続的に実施し、望ましい人間関係づくりを進める。
- 中学校区の「いじめ見逃しゼロスクール集会」に高学年児童が参加し、意識の向上を図る。
- 人権教育に関するポスターなどを掲示するコーナーを設け、適宜張り替えながら日ごろから児童の目にふれるようにしておく。

##### ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動の推進

- 人とかかわりながら学ぶ子どもの育成を図る。  
主体的・対話的で深い学びを追求する授業を展開する中で、児童がかかわり合いながら思いや願いを交流させることで、互いに認め合い高め合う学習を推進する。
- 縦割り班活動を通して責任感を育成する。
- 通学、行事、清掃活動など、様々な活動において高学年リーダーを中心とした縦割り班を基本の活動形態として設定し、役割分担をし、協力し合う意識の醸成を図る。

##### ③ 児童・教職員の人権感覚の向上及び校内の温かな人間関係の構築

- 人権・同和問題学習「平小プラン」に基づき、人権教育、同和教育を推進する。
  - ・各学年の年間指導計画に基づき、人権・同和問題学習を実施する。
  - ・人権・同和問題学習の授業を保護者や地域の人々に公開し、啓発する。
- 人権教育強調旬間を実施する  
新潟県同和教育研究協議会の「生きる」シリーズを活用した指導案を作成し、授業を実施する。
- 人権教育、同和教育に関する職員研修を計画的に実施する。  
年度初め（地域中心）と人権教育強調旬間（授業中心）の校内研修会を実施するとともに、中学校区及び郡市の研修会に全職員が参加する。

### 4 いじめの早期発見について（課題早期発見対応）

#### （1）いじめの早期発見の基本

いじめの早期発見の基本は、児童のささやかな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を磨くことが重要である。

#### （2）早期発見のための取組

##### ① 教職員間の情報交換の実施

教職員がいじめを発見した場合や児童からの訴えを受けた場合、その教職員は管理職及び生活指導主任に報告する。週1回の職員集会及び、月1回の職員会議で、生徒指導上の問題について

の情報交換を行い、全職員が情報を共有する。その他、必要に応じ、臨時で職員打ち合わせを行い、迅速に情報を共有する。

② なかよし・困りごとアンケートの実施

各学期1回なかよしアンケートを行う。また、毎月困りごとアンケートを行い、日常生活における児童の様子を把握する。その際、SNSについての項目も入れる。

③ 教育相談の実施

なかよしアンケートの結果に基づき、6月と11月に全ての児童について教育相談を行う。

④ 保健日誌の活用

保健室に来室する児童の情報を記録、回覧し、情報を共有する。

⑤ 欠席児童への対応

児童が連続して2日以上欠席が続いた場合、電話連絡や家庭訪問を行い、欠席の背景にいじめがないかの確に把握する。

(3) いじめを認知したときの対応

① いじめを認知したときは、双方の保護者に事実を伝え、支援・助言にあたる。

② 事実確認により判明した情報は、関係者に適切に提供する。

③ 教育委員会と緊密に連絡を取り、適切な対応を行う。また、犯罪行為と判断される事案の場合は、村上警察署、児童相談所、医療機関、法務局等と連携して対処する。

④ 各種相談窓口の利用を検討する。

5 いじめへの対処について（困難課題対応的生徒指導）

(1) 校内組織

【いじめ・不登校対策委員会】

いじめ・不登校の問題が発生した場合の対応策を検討し、問題の早期解決を図ると共に、いじめ・不登校に対する全校指導体制の確立を図るため、以下の機能を担う組織を設置する。

① 構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該児童学級担任

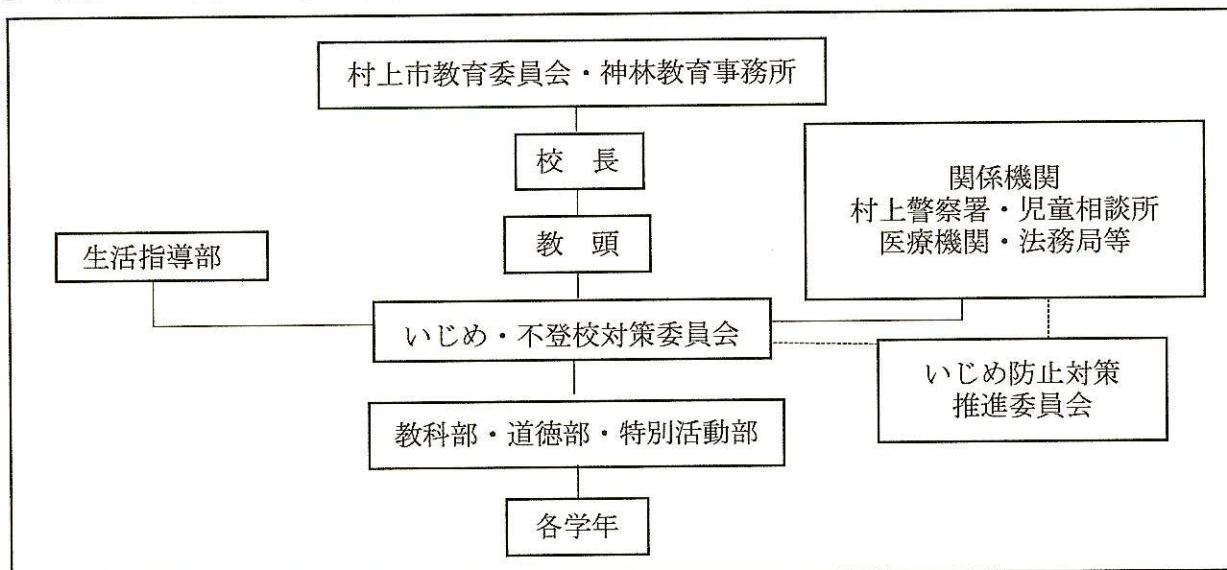
② 活動内容

○いじめの早期発見に関すること ○いじめ防止に関すること

○いじめ事案への対応に関すること

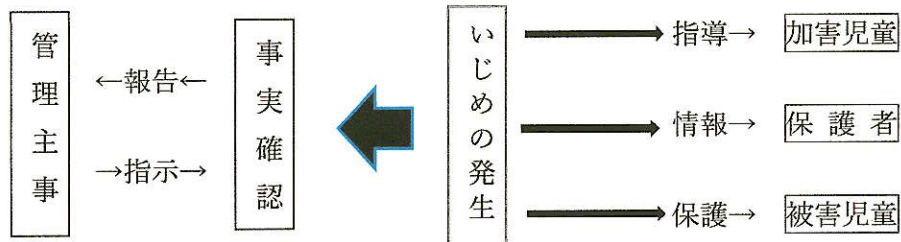
○いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する児童の理解を深め、アフターケアを行うこと

③ 開催 必要に応じ随時開催



## (2) いじめ発生等に対する措置

- ① いじめに関する相談を受け、あるいは兆候を発見した場合は、速やかに事実確認を行う。
  - ・教育委員会管理主事へ速報を入れ、指示を受ける。
- ② いじめを確認した場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する。
  - ・被害児童の保護（見守り。必要に応じ、別室を確保する。）
  - ・加害児童への指導（複数職員、管理職の指導）
- ③ 双方の保護者と定期的に情報を交換し、対応を協議し、連携して対応する。
- ④ その他の児童に、必要に応じ、説明と指導を行う。



## (3) 重大事態への対応

### ① 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発祥した場合 等を想定

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

### ② 重大事態発生時の対応

教育委員会へ報告し、当該事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

ア 学校が調査主体となる場合

- ・組織による調査体制を整える。
- ・組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。
- ・教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

イ 学校の設置者が調査主体となった場合

- ・設置者の調査組織に必要な資料提供など、調査に協力する。

## 6 いじめの解消

(1) いじめの解消には、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること (少なくとも3か月を目安とする)

② 被害児童が身心の苦痛を感じていないこと

加害児童による被害児徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

- (2) いじめ解消に向け、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めながら取り組んでいく。

## 7 職員研修

### (1) 教師を視点にして

- ① 授業改善によるわかる授業の推進 【研究主任】
- ② 学習環境づくり 【研究主任】
- ③ 教師自身の人権感覚の醸成 【教頭・人権教育、同和教育主任】
- ④ 同僚性を生かした職場環境づくり 【教頭】
- ⑤ 情報モラル教育の実施 【情報教育部】 【担任】

### (2) 児童を視点にして

- ① 友人関係・集団づくり・社会性の育成 【担任・生活指導主任・人権主任・全職員】
- ② SLQ生活アンケートの実施と、結果を生かした学級づくり。 【学級担任】

## 8 その他

- (1) 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。(保護者アンケート・校内評価・学校関係者評価)
- (2) 学校運営協議会、PTA理事会等で評価結果を説明し、意見を受ける。
- (3) 評価結果を学校だより等で地域、保護者に公開する。
- (4) 評価結果を基に、見直しを図る。
- (5) PTA総会や学年PTA等で基本方針を公表し、趣旨の理解を図る。

## ○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</li> <li>○ 無理やりズボンを脱がす。</li> </ul>	<p><b>暴行</b> (刑法第 208 条)</p>	<p>第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</li> </ul>	<p><b>傷害</b> (刑法第 204 条)</p>	<p>第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</li> </ul>	<p><b>強制わいせつ</b> (刑法第 176 条)</p>	<p>第 176 条 13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</li> <li>○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>恐喝</b> (刑法第 249 条)</p>	<p>第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</li> <li>○ 財布から現金を盗む。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>窃盗</b> (刑法第 235 条)</p>	<p>第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車を壊す。</li> <li>○ 制服をカッターで切り裂く。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>器物損壊等</b> (刑法第 261 条)</p>	<p>第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>強要</b> (刑法第 223 条)</p>	<p>第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。</p>

<p>○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p><b>脅迫</b> (刑法第 222 条)</p>	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<p>○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p>	<p><b>名誉毀損、侮辱</b> (刑法第 230 条、231 条)</p>	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</p>	<p><b>自殺関与</b> (刑法第 202 条)</p>	<p>第 202 条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう</p>	<p><b>児童ポルノ提供等</b> (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制</p>	<p>第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以</p>

<p>指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。</li> <li>○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。</li> <li>○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。</li> </ul>	<p>及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)</p>	<p>下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <p>2 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。</p> <p>3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、児童に第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に</p>
---	----------------------------------	--

		<p>処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。(略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p><b>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）</b>  （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 (略)</p>